

離婚届の記載例と記入上の注意点
 ~婚姻時に夫の氏にて婚姻した妻が「婚姻前の氏で新戸籍をつくる」を選択された場合~

届書の用紙はA3サイズに限られます（戸籍法施行規則第59条）。なお、届書は全国の市区町村の役所にあります。記入は黒のボールペンまたはインクペンを使用し、丁寧に記入してください。また、鉛筆など消すことのできる筆記用具は使用しないでください。別紙の「離婚届の記入についての注意事項」をお読みください。土日や祝日、業務時間外に届出する場合は警備員室での預かりとなります。翌開庁日以降に戸籍担当が内容を確認し、不備がなければ届出された日にさかのぼって受理となります。記入漏れや記載誤り、書類の不備などがあつたり、受理できなかった場合は、後日来庁いただくことがあります。なお、業務時間は平日午前8時30分から午後5時15分です（年末年始除く）。

離婚届

届出する日付を記入してください。協議離婚の場合、役所に届出した日が法律上の離婚日になります。また、日付の下には提出先の市区町村名を記入してください。

氏名の文字は、正しい文字で丁寧に記入してください。また、ふりがなも記入してください。

和解調書の謄本
 和解離婚のとき → 和解調書の謄本
 認諾離婚のとき → 和解調書の謄本
 筆本と確定証明書
 筆本と確定証明書
 の提示を求める場合があります。くわしくは、届書を出す

協議離婚の証人には成年者2人（親族などでも可）が必要です。それぞれ証人本人に自筆署名と押印、住所と本籍を記入してください。証人が夫婦であっても氏や住所、本籍は省略せず記入し、同じ氏でも別の印鑑を使用してください。なお、この欄が未記入や疑義がある場合は受理できませんのでご注意ください。

届出時点の住民登録している住所を記入してください。離婚届だけでは、住所異動や世帯分離はできません。

裁判所が関与しない離婚は「協議離婚」です。協議離婚は成年者の証人が2人必要です。

未成年の子について、親権を行う子の氏名を必ず記入してください。なお、離婚届によって子の戸籍の変動はありません。離婚により別の戸籍になった方の戸籍に子を移すためには、別途「入籍届」を役所へ提出する必要がありますのでご相談ください。

平成 29 年 3 月 1 日 届出		宮崎県都城市長 あて	
氏名	夫 都城 太郎	妻 都城 花子	
生年月日	昭 62 年 5 月 3 日	平 2 年 2 月 2 日	
住所	宮崎県都城市姫城町6街区21号	宮崎県都城市上町2街区11号	
本籍	宮崎県都城市姫城町6番地		
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決		
婚姻前の氏に	<input checked="" type="checkbox"/> 夫はもとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は新しい戸籍をつくる		
もどる者の本籍	宮崎県都城市姫城町1234番地	乙野花子	
同居の期間	昭 22 年 7 月 から	平 29 年 1 月 まで	
別居する前の住所	宮崎県都城市姫城町6街区21号		
別居する前の世帯のおもな仕事と夫婦の職業	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁での世帯(日々または1ヶ月以上の期間)に於いては)常用勤務 <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤務 <input type="checkbox"/> 5. 1 <input type="checkbox"/> 6. 1		
届出時点	同居中である場合は「別居したとき」と「別居する前の住所」は空欄にしてください。		
届出時点	同居中であっても夫婦世帯のおもな仕事はいずれか該当する項目にチェックしてください。なお、夫婦の職業欄は国勢調査の年に記入が必要です。		
届出人	夫 都城 太郎	妻 都城 花子	
署名押印			
連絡先	電話 (090) 1234 - 5678 番 自宅・携帯・勤務先・呼出方		

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名押印	乙野 三郎
生年月日	昭 40 年 8 月 25 日
住所	宮崎県都城市早鈴町1街区1号
本籍	宮崎県都城市姫城町1234番地
署名押印	乙野 裕美
生年月日	平 46 年 8 月 31 日
住所	宮崎県都城市早鈴町1街区1号
本籍	宮崎県都城市姫城町1234番地

それぞれの父母の氏名を記入してください。なお、父母がお亡くなりになっている場合でも記入してください。

婚姻の際に氏が変わった方が婚姻前の氏に戻りますのでこの欄にチェックをつけ、本籍を記入してください(注) なお、離婚後も婚姻中の氏を引き続き称する場合には、この欄は空欄にして別紙の「離婚の際に称していた氏を称する届」の届出が必要になります。

未成年の子がいる場合には、あてはまる項目に必ずチェックしてください。

未成年の子がいる場合は、次の口のあてはまるものにしをつけてください。

(面会交流)

取決めをしている。
 まだ決めていない。

(養育費の分担)

取決めをしている。
 まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

(注)：もとの戸籍に戻る場合、婚姻前のもとの戸籍に記載されたすべての人が「除籍」となっている場合は戻れませんので、本人が筆頭者となり新しい戸籍をつくることとなります。新本籍は、届出する時点で存在する土地の地番におくことができます。なお、住居表示地域の場合はその街区符号となります(例：都城市姫城町6街区21号の場合は都城市姫城町6番となります)。アパート名等は本籍には入りません。新本籍をおけるかどうかについては、あらかじめその市区町村の役所の戸籍担当にご相談ください。

婚姻中の氏名で、夫および妻欄に本人が自筆署名と押印してください。なお、使用する印鑑は朱肉を使用する印鑑でゴムなどの材質の印鑑は使用できません。また、印鑑はそれぞれ別の印鑑を使用してください。

平日午前8時30分から午後5時15分に連絡の取れる電話番号を必ずご記入ください。

※本籍でない市区町村の役所に提出する場合には、現在(婚姻中)の戸籍の全部事項証明書または戸籍謄本の添付が必要です。離婚届出の前にご準備の上、離婚届書に添付をお願いします。